

資料 1

米原市介護保険条例（抜粋）

米原市介護保険条例

施行規則（抜粋）

○米原市介護保険条例（抜粋）

平成17年2月14日条例第116号

最終改正 令和2年3月25日条例第14号

第5章 介護保険運営協議会

(介護保険運営協議会の設置)

第13条 市の介護保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、米原市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第14条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第15条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 被保険者を代表する者
- (3) 保健医療を代表する者
- (4) 介護の経験を有する者
- (5) 公益を代表する者
- (6) 介護サービス事業者を代表する者

2 市長は、前項に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(任期)

第16条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

○米原市介護保険条例施行規則（抜粋）

平成17年2月14日規則第94号

最終改正 令和2年3月27日規則第16号

第7章 介護保険運営協議会

(審議事項)

第28条 米原市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の審議事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第117条に規定する市の介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の進行管理に関すること。
- (2) 事業計画の策定および変更に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの指定基準および介護報酬の設定に関すること。
- (5) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が必要と判断した事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市の介護保険事業の運営に関する重要事項

(会長)

第29条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が職務を代理する。

(会議)

第30条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第31条 協議会の庶務は、健康福祉部くらし支援課において処理する。

(協議会の会長への委任)

第32条 第28条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。